

魚津市告示第107号

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
1 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2に対する週1回程度のサービス	1月につき	1,176単位
	事業対象者・要支援1・2に対する週2回程度のサービス	1月につき	2,349単位
	要支援2に対する週2回を超えるサービス	1月につき	3,727単位
2 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2に対する （1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	1回につき	287単位
	事業対象者・要支援1・2に対する （2）生活援助が中心である場合 （一）所要時間が20分以上45分未満の場合	1回につき	179単位
	要支援2に対する （2）生活援助が中心である場合 （二）所要時間が45分以上の場合	1回につき	220単位
	事業対象者・要支援1・2に対する （3）短時間の身体介護が中心である場合	1回につき	163単位
3 初回加算	(略)		
4 生活機能向上連携加算	(略)		
5 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	1回につき	50単位
6 介護職員処遇改善加算	(略)		
7 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
8 介護職員等ベースアップ等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービス 費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2に対する週 1回程度のサービス	1月につき	1,176単位
ロ 訪問型サービス 費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2に対する週 2回程度のサービス	1月につき	2,349単位
ハ 訪問型サービス 費Ⅲ	要支援2に対する週2回を超えるサー ビス	1月につき	3,727単位
ニ 訪問型サービス 費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2に対する1 月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	268単位
ホ 訪問型サービス 費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2に対する1 月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	272単位
ヘ 訪問型サービス 費Ⅵ	要支援2に対する1月の中で9回から 12回までのサービス	1回につき	287単位
ト 訪問型サービス 費（短時間サービ ス）	事業対象者・要支援1・2に対する1 月につき22回までのサービス	1回につき	167単位
チ 初回加算		(略)	
リ 生活機能向上連 携加算		(略)	
ヌ 介護職員処遇改 善加算		(略)	
ル 介護職員等特定 処遇改善加算		(略)	
ヲ 介護職員等ベー スアップ等支援加 算		(略)	

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。